七　払込金額　六千二十七億二千二百五十二万七千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年六月二十六日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}-\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り}\text{格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$

（別表のとおり）

十二　利率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十三　経過利子の払込み　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×１／２

十四　利子　（別表のとおり）

十五　償還期限　額面金額百円につき百円

十六　償還金額　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年六月二十二日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十九年六月二十二日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　日本銀行

十八　元利金支払場所　財務大臣から通知を受けた者

十九　入札参加者　平成二十九年六月二十六日

二十　払込期日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百二十五回）	○・八％	平成三十四年九月二十日	四百八十四億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十六回）	○・七％	平成三十四年十二月二十日	二百十四億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十八回）	○・六％	平成三十五年三月二十日	千三百四十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十回）	○・八％	平成三十五年九月二十日	六十九億円
利付国庫債券（十年）（第三百四十三回）	○・一％	平成三十八年六月二十日	三百五十二億円
利付国庫債券（二十年）（第五十八回）	一・九％	平成三十四年九月二十日	百五十五億円
利付国庫債券（二十年）（第五十九回）	一・七％	平成三十四年十二月二十日	四百十八億円
利付国庫債券（二十年）（第六十回）	一・四％	平成三十四年十二月二十日	二百七十四億円
利付国庫債券（二十年）（第六十一回）	一・〇％	平成三十五年三月二十日	五百二十一億円
利付国庫債券（二十年）（第八十五回）	二・一％	平成三十八年三月二十日	四億円
利付国庫債券（二十年）（第八十七回）	二・二％	平成三十八年三月二十日	四億円
利付国庫債券（二十年）（第九十一回）	二・三％	平成三十八年九月二十日	四億円
利付国庫債券（二十年）（第九十七回）	二・二％	平成三十九年九月二十日	四十七億円
利付国庫債券（二十年）（第九十九回）	二・一％	平成三十九年十二月二十日	二百二十四億円
利付国庫債券（二十年）（第百回）	二・二％	平成四十年三月二十日	十二億円
利付国庫債券（二十年）（第百三回）	二・三％	平成四十年六月二十日	二十億円
利付国庫債券（二十年）（第百四回）	二・一％	平成四十年六月二十日	六億円
利付国庫債券（二十年）（第百五回）	二・一％	平成四十年九月二十日	二十二億円
利付国庫債券（二十年）（第百六回）	二・二％	平成四十年九月二十日	十九億円
利付国庫債券（二十年）（第百八回）	一・九％	平成四十年十二月二十日	三百四十三億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十三回）	一・八％	平成四十三年十二月二十日	二百九億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十六回）	一・六％	平成四十四年三月二十日	二百五十四億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十七回）	一・七％	平成四十四年六月二十日	三百九十億円
利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	八十八億円